

## ドイツ語の条件的命令文について

鈴木 康 志

### 要 旨

命令文の中には、形態的には命令形でも、要求を表さない場合がある。条件的命令文、語りの命令形、命令形の間投詞的な用法などである。この中で、語りの命令形はあまり用いられる用法ではないし、間投詞的な命令形に関してはすでに詳しく触れたので、今回はドイツ語の条件的命令文 (der konditionale Imperativ) について、どのような特色があり、いかなるタイプ分けができるか考察したい。

ドイツ語においては、条件的命令文は、古高ドイツ語の時代から現代までずっと使われ続けているとともに、この言語現象に18、19世紀の文法書がすでに詳しく触れている。条件的命令文に典型的な「命令文+und文」、  
「命令文+oder文」構文では、前者は1. 要求→報酬, 2. 否定→脅迫という異なった要求の仕方あり、純粋な条件でも使われるが、後者は要求→脅迫のみで、帰結部は望ましくない内容が一般的である。なお、この構文には、接続詞がない場合、und のかわりに dann, denn, da, so などが用いられることもある。

Saltveit (1973) には多様な条件的命令文の例があげられているが、それらは必ずしも一様ではない。現実的な要求ではなく仮定の場合、条件とともに提案や脅しの性格が加わるもの、要求を表すものなどである。Ibañez (1976) は「impositiv (要求的)」であるかどうかにより、条件的命令文を「要求的な性格」のものと「非要求的な性格」なものに分けた。前者は前提部の命令文に顕在化されていない人称は、聞き手たる [DU] で、要求、脅迫、警告などを表し、後者は人称が特定されない場合 [UDU] で、状態動詞の場合典型的なように、要求というより条件的な性格のものがある。高橋 (1993) の「話者のコミットメント」の概念を援用すると、前者は正であれ、負であれ話者のコミットメントが現れるもの、後者はコミットメントがゼロに近いものに対応するように思われる。

キーワード：条件的命令文、疑似命令文 (pseudo imperative)、状態動詞、impositiv (要求的な)、話者のコミットメント

命令形 (Imperativ) は一般に広い意味で聞き手に対する要求を表す。しかし命令文の中には、形態的には命令形でも、要求を表さない場合がある。Donhauser (1986: 34f., 171f.) は、命令法の研究であり顧みられないものとして、命令形あるいは一般に命令文とみなされる形態でありながら、別の機能で用いられるものを3つあげている。すなわち 1. 条件的命令文 (der konditionale Imperativ), 2. 語りの命令形 (der narrative Imperativ), 3. 命令形の間投詞的な用法 (der interjektionale Gebrauch des Imperativs) である。これらをまず簡単に見てみよう。

### 1) 条件的命令形

(1) Mach eine Bewegung, und ich drücke los. (L. Saltveit (1973: 211))

もし動けば撃つぞ。

典型的なものは「命令文 (,) und + 平叙文」で、例文 (1) の最初の命令文 *Mach eine Bewegung* は「動け」という命令ではなく、*Wenn du eine Bewegung machst*, (もし動けば) という条件文を表している。英語圏の研究では“pseudo imperative” (擬似命令文) と呼ばれているものである。(1)

### 2) 語りの命令形

(2) Aber Moritz aus der Tasche zieht die Flintenpulverflasche, und geschwinde, stopf, stopf, stopf! Pulver in den Pfeifenkopf.

(W. Busch: *Max und Moritz*, S.68)

モーリッツはポケットから火薬入れをとりだし、(マックスとモーリッツは) 急いで火薬をパイプの雁首にサ、サ、サとつめこんだ。

上記はヴィルヘルム・ブッシュの『マックスとモーリッツ』の4つめのいたずらの中の一文である。ここで *stopf, stopf, stopf!* は文法形態的には *stopfen* (詰める) の2人称単数命令形であるが、Kieckers (1920:509) によれば、実際には日本語訳の「サ、サ、サとつめこんだ」のように擬音語的な感じを持ちながら直説法 (叙述) 的な意味で (*Max und Moritz stopften Pulver in den Pfeifenkopf.*) 使われている。

### 3) 間投詞的な命令形

(3) Komm, geh mit angeln,... (B. Brecht: *Mutter Courage*, S.13)

さあ、一緒に釣りに行こう。

*Komm* は *kommen* (来る) の2人称単数の命令形であるが、「来い」という強い意味はなく、間投詞化し、会話の中で聞き手の注意を喚起するためのもので、その本来の命令の意味が希

薄化している。

以上の3つの用法で、語りの命令形はあまり用いられる用法ではないし、間投詞的な命令形、つまり命令形の交話的な用法に関してはすでに詳しく触れたので、<sup>(2)</sup>今回は条件的命令文についてドイツ語の場合、どのような特色があり、いかなるタイプ分けが可能か考察してみたい。

#### 1. 条件的命令文に関するドイツの文法書の記述とその例文

条件的命令文に関してはドイツ語の文法書ではかなり早くから記述されている。Donhauser (1986:34) が記しているように、最も古い記述の一つは18世紀の Adelung (1782:392f.) で、「命令形は条件 (Bedingung) を短縮して表す」として以下の例を挙げている。

(4) sey ohne Freund (= wenn du ohne Freund bist), wie viel verliert dein Leben.

もし友人がいなければ、君の人生はどんなに損なわれることか。

また、Heyse (1838:775f.) は「命令文は、結論文と結びついて、仮定された前提や条件を表すことがある」として以下の例を挙げている。

(5) Sei zufrieden (= wenn du zufrieden bist): so wirst du glücklich sein.

もし君が満足なら、君は幸福だろう。

また Ribbeck (1820:55f.) ではことわざの例が挙げられている。

(6) Gieb ihm nur einen Finger, so nimmt er die ganze Hand.

もし彼に一本の指を与えると、彼は手全部を取ろうとする。

さらに Erdmann (1886:120) では「命令形は、その文法的な独立性を失うことなく、条件文や認容文の代用をすることができる」として、興味深いことに、以下のように古高ドイツ語、中高ドイツ語と現代 (18世紀の) ドイツ語から多様な例を引用している。<sup>(3)</sup>

古高ドイツ語 (750~1050年)

(7) leset allô buah; nie findet ir (= wenn ihr auch alle Bücher leset, so findet ihr nicht.)

(Otfrid III, 20, 155)

おまえたちがすべての本を読んでも見つけられないだろう。

中高ドイツ語 (1050~1350年)

(8) tuot alsus, und sît genesn. <sup>(4)</sup> (Hartmann von Aue, *Iwein* 1253)

そのようにすれば、あなたは生き続けられます。

18世紀のドイツ語

(9) Lass dich den Teufel bei einem Haare fassen; und du bist sein auf ewig!

(G. E. Lessing, *Emilia Galotti*, S.24)

悪魔に髪の毛をつかまれれば、おまえは永遠にそこから抜け出せない。

また Blatz (1896:1163) は「条件文は、要求文 (Heischesatz) の形式、つまり命令文かま

たは要求を表す接続法によっても表現される, その際, 要求文はいつも主文に先行し, 主文は接続詞なしに *und* あるいは *so* (*dann*) による後置文として要求文に接続する」と述べている。同様に *Curme* (1977<sup>2</sup>:580) も「条件節は命令文によって代用されることがあり, その際通常主節に *so* がみられる。…条件文の代わりに等位接続詞 *und*, *oder*, *sonst* によって接続される独立した2文がある」と述べ, *Blatz*, *Curme* とも様々な例文を挙げているが, 共通しているのは以下のシラー『ヴァレンシュタイン』からの例である。

- (10) *Sei im Besitze, und du wohnst im Recht.* (F. Schiller: *Wallenstein II*, S.11)  
 所有せよ, されば汝は正しく住まわん。<sup>(5)</sup>

これらから, ドイツ語において条件的命令文が古高ドイツ語以来, 現在まで使われ続けていること, 条件的命令文に様々な形があること, またこの点に関して18, 19世紀の文法記述ですでに詳しく触れられていることがわかる。

## 2. 典型的な条件的命令文(「命令形+*und* 文」, 「命令形+*oder* 文」)について

*Boettcher/Sitta* (1972:170f.) は, 条件的命令文, とりわけ「命令文+*und* 文」において, 命令文の要求の仕方が異なることに触れている。

- (11) *Sag noch ein einziges Wort und er ist frei.*  
 もう一言さえ言えば, 彼は自由だ。

- (12) *Sag noch ein einziges Wort und ich klebe dir eine.*  
 もう一言でもいってみろ, おまえにビンタを食らわずぞ。

(11) では話し手は聞き手に「言うこと」を要求しているが, (12) では同じ文でありながら「言え」ではなく, 「言うな」と要求(脅迫)している。*Boettcher/Sitta* によれば, この「言うな」という禁止(*Verbot*)の解釈は, そのつどのコンテクストとそれに関連する帰結文との内容的な必然性による。<sup>(6)</sup>そして例文(12)は以下のような「命令文+*oder* 文」と補完的な関係にあるとされる。

- (13) *Halte den Mund oder ich klebe dir eine.*  
 黙れ, さもないとおまえにビンタを食らわずぞ。

*Boettcher/Sitta* では触れられていないが, ここで「命令文+*oder* (*sonst*) 文」の特性をみてみよう。例えば例文(11)を「命令文+*oder* 文」で書き換えると以下ようになる。

- (14) *Sag noch ein einziges Wort oder (sonst) ich klebe dir eine.*  
 もうひと言葉, さもないとおまえにビンタを食らわずぞ。

(12), (14) はともに脅迫の意味あいをもつが, ここでも同じ文でありながら, やはり要求の仕方が異なっている。(12)では「言うな」に対して, (14)は「言え」と要求している。*Fries* (1983: 209), *Rosengren* (1993:31f.), 高橋 (1991:181) などで触れられているように, 「命

令文+oder文」は「命令」「提案」等に限られ、「命令文+und文」のように「純粋な条件」では使われない。そのため「命令文+und文」の帰結文が、望ましい内容（例文（11））も、望ましくない内容（例文（12））も許容されるのに対して、「命令文+oder文」の帰結文は例文（14）のように望ましくない内容が一般的で、以下のように望ましい内容が帰結部にくるとやや奇妙な文になる。

(15) ?Sag noch ein einziges Wort oder er ist frei.

もうひとと言え、さもないと彼は自由だ。

ただし、聞き手にとって「彼が自由になる」ことが望ましくない場合は可能な文になる。

上記は Ibañez (1976:236f.) で分類された3つのグループと対応するように思われる。Ibañez は前提部に要求 (+Imposition) とその否定 (-Imposition), 帰結文に脅迫 (+Androhung) と報酬 (-Androhung) という4つの概念の組み合わせから条件文を以下のタイプに分ける。

- a) +Imposition (要求), +Androhung (脅迫) → 例文 (14)
- b) +Imposition (要求), -Androhung (報酬) → 例文 (11)
- c) -Imposition (否定), +Androhung (脅迫) → 例文 (12)
- d) -Imposition (否定), -Androhung (報酬) → Ø 例文 (15)

Ibañez は a), b), c) のみ実現可能としているが, a) は「言えという要求」「ピンタという脅迫」で例文 (14) に, b) は「言えという要求」「自由という報酬」で例文 (11) に, c) は「言うなという否定」「ピンタという脅迫」で例文 (12) に対応すると言えよう。そして「言うなという否定」と「自由という報酬」の組み合わせは奇妙な文, 例文 (15) になると言える。<sup>(7)</sup> 上記は文法的な例文であるので, 事例でみてみよう。

(16) Sei nur gut, und alles wird gut werden! (B. Brecht: *Sezuan*, S.141.)  
善人でいれば, すべてまたよくなる。

(17) Nimm einen Ton aus einer Harmonie,... und alles... ist nichts.  
(F. Schiller: *Gedichte*, S.146, Vgl. Blatz, S.1163)  
ハーモニーから一音とればすべて台無しになる。

(18) Verschwinde, ..oder ich mach dich zur Sau. (M. Frisch: *Andorra*, S.57)  
消えよ, さもないとたたきのめすぞ。

(19) Hau ab, ..oder wir verdreschen dich! (G. Pausewang: *Schewenborn*, S.120)  
出ていけ, さもないと殴るぞ。

例文 (16) では「善人であること」を要求し, 帰結文もポジティブな内容であるのに対して, 例文 (17) では「一音とること」ではなく「とらないこと」が要求され, 帰結文はネガティブな内容である, 一方「命令文+oder文」の例文 (18), (19) とも前提部は脅迫的な内容で, 結論部はどちらもネガティブな内容である。

### 3. 条件的命令文のタイプについて

ドイツ語の条件的命令文について早い段階で、詳しく論じた論文は L. Saltveit (1973) の「ドイツ語における条件を表す命令形 (Der Imperativ als Ausdruck für Bedingung im Deutschen)」であろう。<sup>(8)</sup> Saltveit は一 Donhauser (1986:174) も記しているように - 命令文にテーマ化された行為あるいは状態の結果を表す陳述文と一緒に並べられているすべての命令文を条件的命令文と理解している。その際 und, oder, sonst, dann, da, so などをともなった並列文や接続詞なしの場合など様々な例をあげている。Saltveit が挙げている例とそれに対応する、筆者が収集した例をそれぞれ一例ずつ挙げてみよう。

#### 命令形+und

- (20) Mach' Krieg mit dem Amerikaner, und du findest keinen besseren Freund auf der ganzen Erde als der Spanier. (Saltveit, S.211)

アメリカ人と戦争をすれば、この世でスペイン人以上の友人は見つからない。

- (21) Schreibe mit Blut: und du wirst erfahren, daß Blut Geist ist.

(F. Nietzsche: *Zarathustra*, S.33)

血で書けば、おまえも血が精神だということがわかるだろう。

#### 命令文+oder

- (22) Benehmt euch, oder ihr werdet euer schönes Amerika nicht mehr wiedersehen.

(Saltveit, S.211)

おとなしくしな、さもないとお前たちの善きアメリカに二度と再会できないぞ。

- (23) Gib sie her oder du bekommst mörderischen Ärger. (C. Funke: *Potilla*, S.101)

人形をよこせ、さもないと恐ろしいことになるぞ。

#### 命令形+sonst

- (24) Laß uns weg von hier, ich falle sonst um und ersaufe. (Saltveit, S.211)

ここから抜け出よう、さもないと俺は倒れて溺れてしまう。

- (25) Mach, daß du wegstommst, sonst wirst du auch gebissen und mußt sterben.

(H. Fallada: *Geschichten aus der Murkelei*, S.57.)

逃げろ、さもないとおまえも噛まれて死ぬぞ。

上記が既にふれた「命令文+und 文」「命令文+oder (sonst) 文」であるが、ドイツ語の場合それ以外に様々な形がある。例えば dann, denn, da ないし so といった要素が wenn / falls をともなった条件文にも条件的命令文にも現れる。

#### 命令文+dann

- (26) Geh besser runter und schippe ein, dann werde ich die Wünsch bedienen.

降りて、掘り出せ、そうすれば俺がウィンチで持ち上げる。 (Saltveit, S.212)

- (27) **Futtere nur ordentlich, dann wirst du schon aufholen.**  
ちゃんと食べれば回復するよ。 (E.M.Remarque: *Im Westen nichts Neues*, S.30)  
命令形+da
- (28) **So, Herr Hauptmann, nun schaunse sich mal an, da kriegense Respekt vor sich.**  
(Saltveit, S.212)  
さあ、大尉殿、ごらん下さい、自分を尊敬したくなりますよ！<sup>(9)</sup>
- (29) **Machen Sie den Kragen auf, da wird Ihnen leichter.**  
カラーを緩めればもっと楽になるよ。 (B. Brecht: *Sezuan*, S.119.)  
命令形+so
- (30) **Verkaufe, was du hast, und gib's den Armen, so wirst du einen Schatz im Himmel haben.**  
(Saltveit, S.212)  
持っているものを売り、貧しい人々に与えなさい、そうすればあなたは天に宝を持つことになるだろう。
- (31) **Bittet, so wird euch gegeben; suchet, so werdet ihr finden; klopfet an, wird euch aufgetan.**  
(Das Evangelium nach Matthäus, S.10)  
求めれば与えられるであろう、探さば見出すだろう、門をたたけば開けてもらえるだろう。  
接続詞なし
- (32) **Kommen Sie uns morgen wieder her, der Mendel wird Ihnen inzwischen schon eppes auftreiben.**  
(Saltveit, S.214)  
明日また私たちのところに来てください、このメンデルがその間にきっと幾つか見つけるでしょうから。
- (33) **Hol ein Halmchen Stroh aus deiner Bettstatt, daran will ich hinausklettern!**  
(H. Fallada: *Geschichten aus der Murkelei*, S.92.)  
きみのベットから藁を一本持って来てくれたら、それによじ登るから。

dann (そうすれば) に対して、北の方言では denn が、南のバイエルン方言では na が用いられる。da は dann のバリエーション、比較的まれなものが、ほぼ dann と同じ意味の so で、例文からも伺えるように聖書や諺などで多く用いられる。<sup>(10)</sup>

これらの例文は、命令文とそれに続く平叙文との間に条件的な関係があるが、これらの例文には - Saltveit 自身にも一部指摘され - Donhauser (1986:174f.) に詳しく触れられているように、相違がある。以下 Donhauser に沿って記述すれば、例文 (20) 「アメリカ人と戦争をしろ」は現実的な要求ではない。また例文 (22) 「おとなしくしろ」、例文 (24) 「ここ

から抜け出よう」は条件的な意味とともに、脅しや苦境脱出の提案の性格が加わる。また例文(26)は要求の性格がはっきりしている。これらの相違は、条件的命令文を *wenn* 文で書き換えた場合も現れる。例文(20)のように、現実的な要求とは解釈されないものは *wenn* 文で言い換えられる。<sup>(11)</sup>

(20a) Wenn du Krieg mit den Amerikanern machst, findest du keinen besseren Freund auf der ganzen Erde als den Spanier.

同様に例文(22)も *wenn* 文で言い換えられるが、条件文に否定詞 *nicht* を入れなければならない。

(22a) Wenn ihr euch nicht benehmt, werdet ihr euer schönes Amerika nicht mehr wiedersehen.

それに対して例文(26)のように要求の性格が保持されている場合は、*wenn* 文は完全なパラフレーズにはなりえない。

(26a) Wenn du runter gehst und einschippst, werde ich die Wünsch bedienen.

(26b) ?Wenn du besser runter gehst und einschippst, werde ich die Wünsch bedienen.

命令文では可能で、指示的な言語行為に典型的な文副詞 *besser* は、接続的な条件文では使えない。以上 Donhauser に沿った考察である。

上記の点などを考えれば、条件的命令文を分類する試みがあることも頷ける。例えば Ibañez (1976) は条件的命令文を二つのタイプに分けている。Ibañez は「命令文に現れるすべての動詞は条件的命令形をつくることができるが、その逆はいえない」と述べ、まず一般の命令文と条件的命令文を区別する。つまり条件的命令形は作れても命令形をつくることのできない動詞があるということである。たとえば以下の *besitzen* のような状態動詞 (*statische Verben*) である。<sup>(12)</sup>

(34) \*Besitze Vermögen!

(35) Besitze Vermögen und das Finanzamt nimmt es dir weg.

財産をもてば、税務署がそれをおまえから奪い取る。

この  $\pm$  *statisch* (状態動詞か否か) で条件的命令文が二分されるが、さらに Ibañez は「*impositiv* (要求的な)」<sup>(13)</sup> という概念を導入する。状態動詞の条件的命令文にはこの要求的な性格 (*impositiver Charakter*) はなく、条件節の深層的な主語は確定的なもの (*du*) ではなく、一般的な *man* の意味の不定なものである。これを Ibañez は UDU で表す。また、状態動詞は条件文でのみ可能で、そこに要求的な要素はなく「命令文 + *oder* 文」はない。

それに対して非状態動詞 (*nicht-statische Verben*) は要求的な性格を示さないものと示すものがある。その区別は、深層の主語が聞き手 (*Angeredete = DU*) であるか、不特定の人物 (*UDU*) であるかによる。このタイプの例文はそれぞれ以下の例があげられる。

(36) Kürze die Diäten der Abgeordneten und du wirst sehen, wie schon am folgenden Tage die

Korruption floriert.

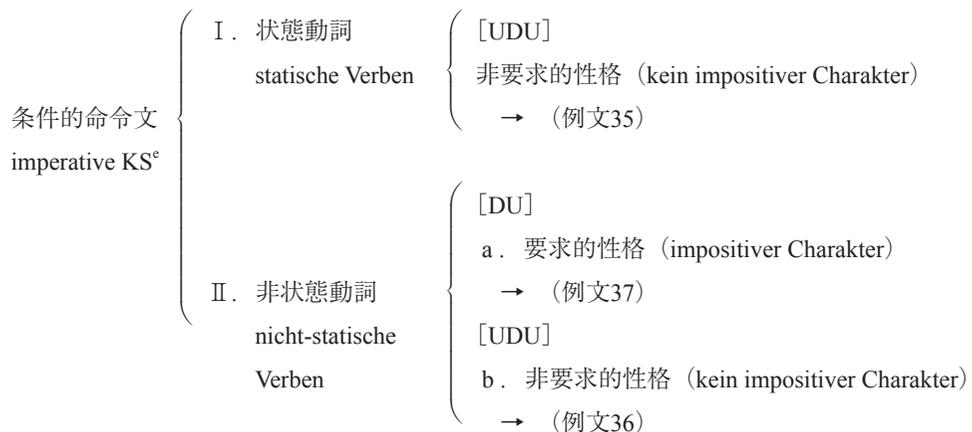
議員の手当てをカットすれば、次の日々からいかに賄賂が横行するかわかるだろう。

(37) Arbeite und du wirst bezahlt.

働きなさい、そうすればあなたに報酬が支払われる。

例文 (36) の場合は仮定で、実際の要求的な性格はない。主語も確定的なものではなく、一般的な man の意味の、不定なものである [UDU] という点である。つまり Wenn man die Diäten der Abgeordneten kürzt, ...。それに対して例文 (37) は要求的な性格があり、主語も確定的な対象指示、du によって特徴づけられる。

状態動詞の - impositiv なメルクマールは動詞の意味（命令は変化を要求するが、状態動詞に変化はない）に還元されるが、非状態動詞の条件的命令文における ± impositiv なメルクマールは語用論的な状況による。この分類を図示すれば以下のようになる。<sup>(14)</sup>



ところで Bolinger (1967:344), (1976:162) は「命令条件文は真の条件文、つまり内在的帰結 (intrinsic consequence) を導く条件文でなければならない。… 命令条件文は、帰結がその条件の自動的な結果であるような場合に限られる」とする。それに対して Ibañez は上記と関連して新たな提案をしているので、Ibañez に基づいて記してみよう。

(38a) wenn du dieses Grundstück besitzt, kaufe ich es dir ab

もしあなたがこの土地を所有しているなら、私がそれを買います。

(38b) \*besitze dieses Grundstück und ich kaufe es dir ab

(39a) wenn du hart arbeitest, bekommst du vielleicht eine Gehaltserhöhung

一生懸命働けば、ひょっとしたら給料アップするよ。

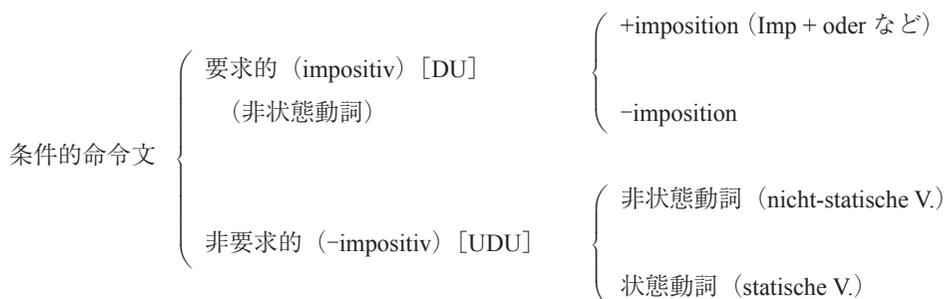
(39b) ?arbeite hart und du bekommst vielleicht eine Gehaltserhöhung

Ibañezによれば(39b)のような条件的命令文は、大抵のドイツ人に文法的とみなされるが、給料アップという帰結が、条件の自動的な結果とは必ずしも言い切れないとする。<sup>(15)</sup> また Bolinger (1977:162) は「状態動詞の命令条件文が文法的なら、帰結は前提の内在的な帰結である。逆に文が非文法的であれば、内在的帰結ではない」と述べている。これを Ibañez のあげる以下の例でみてみよう。

- (40a) wenn du nur irgendetwas besitzt, wirst du unbarmherzig besteuert  
もしいくらかでも所有していれば、無慈悲に課税される。
- (40b) besitze nur irgendetwas und du wirst unbarmherzig besteuert
- (41a) wenn du Chinesisch verstehst, brauche ich dich als Lehrer  
君が中国語を理解するなら、君を教師として雇うよ。
- (41b) \*verstehe Chinesisch und ich brauche dich als Lehrer
- (42a) wenn du Chinesisch verstehst, wirst du dich mit der Hälfte der Menschheit verständigen können  
君が中国語を理解するなら、人類の半分と意思疎通ができるだろう。
- (42b) verstehe Chinesisch, und du wirst dich mit der Hälfte der Menschheit verständigen können

なぜ(40b)と(42b)は文法的で、(38b)と(41b)は文法的でないのか? Bollingerによれば、(40b)と(42b)は「内在的な帰結」だからである。Bollingerは「内在的な帰結」とは何であるかに立ち入っていない。しかし Ibañezによれば、状態動詞の条件的命令文が文法的であるのは、条件文の深層構造に UDU (man)が現れるときである。非文法的な例文(38b), (41b)では条件部の動詞の深層的な主語でUDUはありえない、なぜならここでは聞き手(Angeredete = du)が唯一可能な主語だからである。これが非文法的な理由である。換言すれば、文法的な例文(38b), (40b)では条件関係が、聞き手(du)だけでなく、前提部の条件を満たす誰にもあてはまる。逆に、非文法的な例文では聞き手[DU]のみが該当する条件になっている。それゆえ、状態動詞の条件的命令文が文法的になるのは、ほとんどすべてに受け入れ可能な「条件-結果-関係」であり、「内在的な帰結」などと言う必要はない。以上が Ibañez の Bolinger 批判である。<sup>(16)</sup>

Ibañezでは「命令文+und文」の命令文において、顕在化されていない人称に関して、聞き手たるduしか考えられない場合はimpositiv、それ以外の人称が当てはまる場合は-impositivになる。するとIbañezの分類は、Donhauser(1986:177)が記しているように、「要求的(+impositiv)[DU]」であるか、「非要求的(-impositiv)[UDU]」であるかの、以下のような分類のほうがわかりやすい。



Donhauser (1986:160f.,178f.) は, Sprechereinstellung (話者の [聞き手の行為に対する] 態度) という概念を導入し, 聞き手の行為が話者の利害によるものを要求 (命令・指示・禁止など), 聞き手の利害によるものを助言・警告, 話者と聞き手の利害によるものを提案・脅迫とし, 最後に話者の利害でも, 聞き手の利害でもないものをあげる。最後のものは, 例えば以下の例文のように相手が特定の聞き手ではなく, 一般的な妥当性を要求する「格言的」な命令文である。

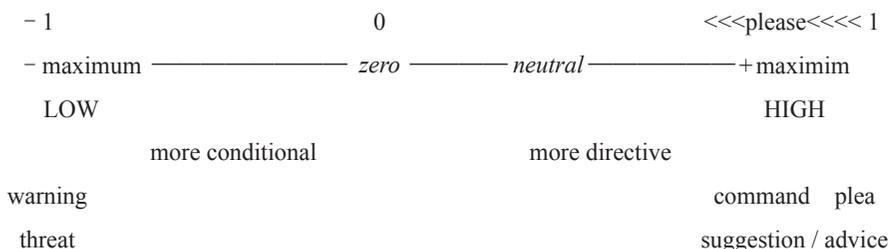
(43) Üb immer Treu und Redlichkeit...!

誠実で, 正直でありなさい!

Donhauser によれば, 話し手や聞き手の利害にかかわる要求, 助言, 警告, 提案, 脅迫などは Ibañez の「要求的 (+impositiv) [DU]」タイプ, 話し手の利害も聞き手の利害にもかかわらないものが「非要求的 (-impositiv) [UDU]」なタイプといえよう。

これを高橋 (1994) の「話者のコミットメント (speaker commitment)」と比較してみよう。高橋は命令文に指摘される三つの本質「仮定性(Hypotheticality)」「非過去性(Non-past)」「2人称性 (second person)」に加え, もう一つの本質的な素性として「Speaker Commitment (話者のコミットメント)」をあげる。話者のコミットメントとは, 話者が聞き手の行為に向けて適用する指令的効力 (force) の行使の度合いであり, 効力の行使はマイナスからプラスまでに以下のようなスケールをなす。(高橋 (1994:116))

Figure 1 Imperatives & Speaker Commitment Continuum



例えば条件的命令文で見れば、1) Sleep until noon; you are very tired. は「命令」あるいは「助言」と解釈され、話者のコミットメントは高くなる。一方2) Sleep until noon, and you'll miss lunch. のような「条件+警告」の命令文は、話者が聞き手に命令の内容の実行を警告している、つまり負のコミットメントで、話者のコミットメントは最も低い地点(-1)から生じると考えられる。また状態動詞の条件的命令文3) Own the house, and you can invite a lot of people. は、話者のコミットメントはゼロに近いとされる。状態動詞は命令形を作れない場合が多いが、条件的命令文は可能となる。しかしそれはあくまで条件(家を持てば)であり、そこには話者の正も負のコミットメントもない。コミットメントの高さは、話者が命令文の内容に真剣な態度を持っているときのみ命令文と共に *please* を用いて調べることができる。

すると Ibañez の「要求的(+impositiv) [DU]」のタイプは、高いコミットメントであれ(命令, 助言), 負のコミットメント(警告, 脅迫)であれ、話者のコミットメントが現れる場合で、例えば以下のような例である。

例文(1) *Mach eine Bewegung und ich drücke los.* → 負のコミットメント(警告)

例文(18) *Verschwinde, oder ich mach dich zur Sau.* → 高いコミットメント(命令)

一方、「非要求的(-impositiv) [UDU]」のタイプは、話者のコミットメントがほとんど現れない、ゼロに近い場合と考えられる。例えば以下のような例である。

例文(36) *Kürze die Diäten der Abgeordneten und du wirst sehen, wie schon am folgenden Tage die Korruption floriert.*

「議員の手当てをカットする」ことは、話し手が聞き手に行為の実行を要求しているわけではなく、ここでは仮定の話で、話者のコミットメントは限りなくゼロである。このように、条件的命令文は「要求的」なタイプと「非要求的」なタイプに分けることができる。

今回は Bolinger (1967), (1977), Davies (1986), Takahashi (1990, 1994) など英語圏の初期の優れた研究も参考にしつつ、特にドイツ語圏の文法書や Boettcher / Sitta (1972), Saltveit (1974), Ibañez (1976), Donhauser (1986), Rosengren (1993) などドイツ語圏の研究を通してドイツ語の命令的条件文に関して、古高ドイツ語の時代から現代まで使われ続けていること、また典型的な条件文にどのような特色があり、いかなるタイプ分けが可能かを簡単に考察した。高橋の「話者のコミットメント」のドイツ語への応用をはじめ、最近の広範な英語圏の研究 (Franke (2007), Takahashi (2012), Kaufmann (2012), Jary / Kissine (2014) など) との関連に関しては改めて考察したい。

註

- (1) 「命令文+and文」のandに先行する命令文を Jespersen(1940:474f.)は疑似命令文(pseudo-imperative)と呼んだ。荒木・安井編『現代英文法辞典』(1992:683)参照。なお、本稿ではこの構文を conditional imperatives (Bolinger (1977:159), impératifs conditionnels (Dobrovie-Sorin (1984)), der konditionale Imperativ (Donhauser (1986:171f.)) にならい、「条件的命令文」と呼ぶ。
- (2) 拙稿：要求を表さない命令文 - 交話的 (phatisch) な用法を中心に— 『言語と文化』第35号 2016年 1～15ページ参照。
- (3) ゴート語などさらに古いゲルマン系の言語にも条件的命令文が現れることに関しては Wunderlich (1901:271), Saltveit (1973:217f.) など参照。なお、Wunderlich (1901:272) にはルターの聖書訳から初期新高ドイツ語の以下の例があげられている。  
Besprengte du mich mit Hyssopen, so werd ich rein, wasche du mich und also werde ich weisser dann der schnee. (M.Luther: der 51. Psalm)  
ヒソブをもってわたしを清めてください、わたしは清くなります、わたしを洗ってください、そうすればわたしは雪より白くなります。  
さらに、ゲルマン語以外にもフランス語、スペイン語、チェコ語など across a range of languages で観察されることに Jary / Kissine (2014:111f.) が触れている。
- (4) "tuot" は "tuon (tun) " の複数 2 人称の命令形であるが、中高ドイツ語から初期新高ドイツ語まで、敬称は複数 2 人称で表された。
- (5) シラー 『ヴァレンシュタイン』濱川祥枝訳、岩波文庫2003年、263ページより。「所有していれば、すでに住む権利を得ている」といった意味。この例文は Erdmann (1886:120), Wunderlich (1901:273) にも挙げられている。
- (6) 例文 (11) もうひと言 [\*言え / 言ってみろ] おまえにビンタ食らわずぞ。  
例文 (12) もうひと言 [言え / \*言ってみろ] さもないとおまえにビンタを食らわずぞ。  
門脇・田中 (2015) に述べられているように、日本語訳では、例文 (11) は「言ってみろ」、例文 (12) では「言え」になる。
- (7) Lawler (1975:371) の以下の例も同様であろう。Kill は「脅迫」、kiss は「報酬」に対応する。英語とドイツ語は基本的に同じであるといえよう。  
1) Open the window and I'll kill you.  
2) Open the window and I'll kiss you.  
3) Open the window or I'll kill you.  
4) \*Open the window or I'll kiss you.
- (8) ドイツ語圏の条件的命令文に関する研究は Saltveit (1973), Ibañez (1976), Donhauser (1986), Fries (1992), Rosengren (1993), Polikarpov (1996) [未見] などである。Kaufmann (2012) はドイツの研究者であるが、英語で書かれた著作である。
- (9) カール・ツックマイヤー 『ケベニックの大尉』からの例文で、杉山誠訳『近代戯集』筑摩書店 1980年 226ページを借用した。
- (10) Saltveit (1973:212) 参照。筆者が収集したドイツ語の命令的条件文では so が用いられるのは、ゲーテ、シラーなど比較的古いもので、現代の小説ではあまりなかった。  
Sprich ja oder nein, so sind wir schon zufrieden. (Schiller: *Wallenstein II*, S.63)  
イエスカノーを言っていたいただければ私たちはもう満足なのです。
- (11) Davies (1986:172f.) にあるように、wenn (if) 文がいつも条件的命令文にパラフレーズされるわけではない。Rosengren (1993:32f.) は、条件的命令文は wenn 文より、語法の助動詞で言い換え

られると述べている。Sei still und niemand wird dich bemerken. → Du mußt still sein, und niemand wird dich bemerken.

- (12) Davies (1986:161f.) では状態動詞, any の使用, 主語の総称性, 過去性などから, 命令文と条件的命令文の相違について詳しく触れている。
- (13) Green (1975) の用語。「命令」「要求」「依頼」「懇願」「勧告」「警告」といった発話内行為 (Illocutionary Act) の総称。『現代英文法辞典』(1992) 692ページより。
- (14) Donhauser (1986:177f.) によれば, Dobrovie-Sorin (1984) はフランス語の条件的命令文を, そのコミュニケーション機能に基づいて三つのタイプに分けている。すなわち (a) 脅迫 (menaces), (b) 約束 (promesses), (c) 総称的な発言 (énoncés génériques) である。(a), (b) は Ibañez の impositiv に, (c) は nicht impositiv に相応する。
- (15) Davies (1986:174) は「自動的な結果を示していると言えなくもない」としている。
- (16) Davies (1986:180f.) は「状態動詞の条件的命令文は, その主語が総称的 (UDU) であるとき容認できるものである」とする Ibañez (1976) に一定の評価を与えながらも, 主語が総称的でない条件的命令文もあれば, 総称的な解釈が不可能な状態動詞の条件的命令文もあるとして Ibañez を批判している。Davies によれば, Ibañez のように [DU] か [UDU] であるかではなく, reality であるか non-reality であるかだが, ここでは立ち入らない。

## 使用テキスト

- Brecht, Bertolt: *Mutter Courage und ihre Kinder*, Frankfurt am Main (suhrkamp), 1963.
- Brecht, Bertolt: *Der gute Mensch von Sezuan*, Frankfurt am Main (suhrkamp), 1964.
- Busch, Wilhelm: *Max und Moritz*, Stuttgart (Reclam), 1996.
- Die Bibel*, Nach der Übersetzung Martin Luthers Mit Apokryphen, Stuttgart (Deutsche Bibelgesellschaft), 1999.
- Fallada, Hans: *Geschichten aus der Murkelei*, Berlin (Aufbau), 2012.
- Frisch, Max: *Andorra*, Frankfurt am Main (suhrkamp) 1975.
- Funke, Cornelia: *Potilla und der Mützendieb*, Frankfurt am Main (Fischer Taschenbuch Verlag), 2004.
- Lessing, Gotthold Ephraim: *Emilia Galotti*, Stuttgart (Reclam), 2001.
- Nietzsche, Friedrich: *Also sprach Zarathustra*, Stuttgart (Reclam), 1977.
- Pausewang, Gudrun: *Die letzten Kinder von Schewenborn*, (Ravensburger) 1997.
- Remarque, Erich Maria: *Im Westen nichts Neues*, Köln (KiWi), 2016.
- Schiller, Friedrich: *Gedichte*, Stuttgart (Reclam), 1974.
- Schiller, Friedrich: *Wallenstein II, Wallensteins Tod*, Stuttgart (Reclam), 1979.

(邦訳があるものは参照させていただいた。)

## Literatur

- Ascoli, Christina (1978): Some pseudo-imperatives and their communicative function in English, In: *Folia Linguistica* 12, S.405-415.
- Adelung, Joh. Christoph (1782): *Umständliches Lehrgebäude der Deutschen Sprache zur Erläuterung der Deutschen Sprachlehre für Schulen*, Zweiter Band, Leipzig (J.G.I.Breitkopf).
- Blatz, Friedrich (1896): *Neuhochdeutsche Grammatik mit Berücksichtigung der historischen Entwicklung der deutschen Sprache*, Bd. 2 Satzlehre, Karlsruhe, 3.Auf. [Nachdruck Tokyo (Sansyusya) 1970].
- Boettcher W. / Sitta, H. (1972): *Deutsche Grammatik III, Zusammengesetzter Satz und äquivalente Strukturen*, Frankfurt am Main (Athenäum).

- Bolinger, Dwight (1967): The imperative in English, In: *To honor Roman Jakobson. Essays on the occasion of his seventieth birthday*, volume I, The Hague/Paris, (Mouton) S.335-362.
- Bolinger, Dwight (1977): *Meaning and Form*, London and New York (Longman).
- D. ボリンジヤー 『意味と形』 (中右実訳) こびあん書房 1981年 特に第8, 9章.
- Curme O. George (1977<sup>2</sup>): *A Grammar of the German Language*, 2.Aufl. New York (Ferdinand Ungar Publishing co.).
- Davies, Eirlys (1986): *The English Imperative*, London/Sydney/Dover. New Hampshire (Croom Helm).
- Dobrovie-Sorin, C. (1984): Impératifs conditionnels, In: *Le français moderne*, S1-21.
- Donhauser, Karin (1986): *Der Imperativ im Deutschen Studien zur Syntax und Semantik des deutschen Modusystems*, Hamburg (Helmut Buske Verlag).
- Duden (2006): *Die Grammatik*, 7., völlig neu erarbeitete und erweiterte Auflage, Mannheim/ Leipzig/Wien/Zürich (Dudenverlag).
- Erdmann, Oskar (1886): *Grundzüge der deutschen Syntax nach ihrer geschichtlichen Entwicklung Erste Abteilung*, Stuttgart (Verlag der J.G.Gotta'schen Buchhandlung).
- Franke, Michael (2007): Pseudo-imperatives and other cases of conditional conjunction and conjunctive, In: Fabricius-Hansen, Hamm, W. (Hg.) *Subordination versus Coordination in Sentence and Text From a Cross-Linguistic Perspective*, Amsterdam (John Benjamins), pp. 255-279.
- Fries, Norbert (1983): *Syntaktische und semantische Studien zum frei verwendeten Infinitiv und zu verwandten Erscheinungen im Deutschen*, Tübingen (Gunter Narr).
- Fries, Norbert (1992): Zur Syntax des Imperativs im Deutschen, In: *Zeitschrift für Sprachwissenschaft*, 11(2), S.153-188.
- Green, Georgia M.(1975): How to get People to do Things with words: The Whimperative Question, In: Cole, P./ Morgan, J.L. (ed.) *Syntax and Semantics 3: Speech Acts*, pp.107-141.
- Grimm, Jacob (1898): *Deutsche Grammatik*, Bd. 4, Gütersloh, S.87-98.
- Heyse, J. Chr. A. (1838): *Theoretisch-praktische deutsche Grammatik oder Lehrbuch der deutschen Sprache*, Bd. 1, Hannover, 5.Aufl., [Nachdruck Hildesheim (Georg Olms Verlag) 1972].
- Ibañez, Roberto (1976): Über die Beziehungen zwischen Grammatik und Pragmatik: Konversationspostulate auf dem Gebiet der Konditionalität und Imperativität, In: *Folia Linguistica* 10, S.223-248.
- Jary, Mark / Kissine Mikhail. (2014): *Imperatives, Key Topics in Semantics and Pragmatics*, (Cambridge University Press).
- Jespersen, Otto (1940): *A Modern English Grammar*, Part V, Copenhagen (Ejnar Munksgaard).
- Kaufmann, Magdalena (2012): *Interpreting Imperatives*, Heidelberg London New York (Springer).
- Kieckers, E (1920): Zum Nhd. Infinitivgebrauch, In: *PBB (Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur)* 44, S.509-512.
- Lawler, John M. (1975): Elliptical Conditionals and/or hyperbolic imperatives: Some remarks on the inherent inadequacy of derivations, In: *Papers the 11. Regional meeting CLS*. P.371-382.
- Polikarpov, Aleksandr M. (1995): Parataktische Strukturen mit dem konditionalen Imperativ in der deutschen Umgangssprache, In: *Das Wort, germanistisches Jahrbuch Russland*, S. 175-85. (未見)
- Ribbeck, A. F.(1820) : Über Bedeutung und Stellvertretung des deutschen Imperativus, In: *Jahrbuch der Berlinischen Gesellschaft für Deutsche Sprache*, Bd. 1, Berlin, S.35-72.
- Rosengren, Inger (1993): Imperativsatz und “Wunschsatz” — zu ihrer Grammatik und Pragmatik, In: *Satz und Illokution* Band 2, Rosengren, I. (Hrsg.) Tübingen (Max Niemeyer), S.1-47.
- Saltveit, Laurits (1973): Der Imperativ als Ausdruck für Bedingung im Deutschen, In: Sitta, H. / Brinker, K.(Hg.)

- Studien zur Texttheorie und zur deutschen Grammatik*, Festgabe für Hans Glinz zum 60. Geburtstag, Düsseldorf (Pädagogischer Verlag Schwann), S.209-222.
- Suzuki, Yasushi (2016): Über die Imperativierbarkeit der deutschen Verben, gehalten am 5. Februar 2016 an der Universität Freiburg (Manuskript).
- Takahashi, Hidemitsu (2000): "Pseudo-imperatives" & Conditionals: a preliminary Survey, 『北海道大学文学研究科紀要』第101号 59-92ページ。
- Takahashi, Hidemitsu (2012): *A Cognitive Linguistic Analysis of the English Imperative*. With special reference to Japanese imperatives, Amsterdam (John Benjamins).
- Wunderlich, Hermann (1901): *Der deutsche Satzbau*, 1. Band, Stuttgart (J. G. Cotta'sche Buchhandlung).
- 荒木一雄・安井稔編 (1992): 『現代英文法辞典』三省堂。
- 今井邦彦・中島平三 (1978): 『現代の英文法 第5巻 文(Ⅱ)』研究社
- 門脇恵里香・田中江扶 (2015): 日英語の条件命令文 - 'Say that again, and I'll beat you' が「もう言うな」という意味になるのはなぜか - 『信州大学教育学部研究論集』第8号 51-60ページ。
- 川口洋子 (1983): 疑似命令文について 『獨協大学英語研究』第23号 67～88ページ。
- 森英樹 (2011): 日英語命令形の機能領域の相違 『岐阜聖徳学園大学紀要 外国語学部編』第50号, 61～70ページ。
- 鈴木康志 (2007): ドイツ語命令・要求表現のさまざまな形態について—『ブデンプローク家の人々』を例として, 『言語と文化』第17号 49～71ページ。
- 鈴木康志 (2012): Imperativ (命令形) をつukらない動詞について 『言語と文化』第27号 25～38ページ。
- 鈴木康志 (2016): 要求を表さない命令文 - 交話的 (phatisch) な用法を中心に— 『言語と文化』第35号 1～15ページ。
- 高橋英光 (1991): „IMPERATIVE OR DECLARATIVE“ 構文 『北海道大学文学部紀要』第40号 181-205ページ。
- 高橋英光 (1994): 命令文と「命令性」, 『北海道大学文学部紀要』第43号 113-125ページ。
- 山田伸明 (1975): 「命令文+and+文」の深層構造, 『中部工業大学紀要』B, 11号 23-29ページ。